

令和7年度SNS海外情報発信事業委託仕様書

1 委託事業名

令和7年度SNS海外情報発信事業

2 業務内容

(1) 共通

SNS発信のため、岡山県内を取材等により収集した観光等情報について、投稿原稿を作成する。

(2) 岡山県PRデスクへの情報提供

岡山県PRデスク（韓国・中国・台湾・香港・タイ・フランス）に投稿原稿を週5件提供するとともに、SNS発信のため必要となる連絡調整業務を行う。

(3) 英語のSNSによる情報発信

①投稿先：英語（フェイスブック）<https://www.facebook.com/okayama.eng/>

②投稿原稿を英語に翻訳のうえ、週5件以上投稿、掲載する。

③運営にあたって、第三者の不正ログインや違法広告の掲載等を防ぐためのセキュリティ対策を講じるなどにより、信頼性・安定性を確保し、トラブル等が生じた場合に迅速かつ的確に対応する。

④アクセス数等の目標を掲げ、その目標達成のために各種施策（イベント・広告等）を実施する。

(4) 業務報告書の提出

本業務契約期間中の各月に実施した業務内容及びその分析結果（アクセス数やアクセスの傾向分析等）に基づく次月以降の業務展開案を取りまとめ、当該月の翌月10日（当該日が土日、祝日の場合はその翌日）までに月次報告書を提出する。（メールでの提出も可能）

3 委託費の使途及び委託業務に係る経費

(1) 委託費の対象経費は、次のとおりとする。

①最新の情報や写真収集

②投稿原稿作成、投稿費

③英語の翻訳経費

④連絡調整費

⑤戦略の企画実施（イベント・広告掲載等）費

⑥その他業務に必要な経費

(2) 委託事業の実施に要した経費は、領収書等で確認できるものとする。

また、収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を明確にしておくこと。

(3) 委託業務の実施に際し、財産を取得するものではないものとするこ

と。

4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

5 委託限度額

1,989,900円以内（消費税及び地方消費税を含む）

6 事業の実施に係る留意点

- (1) 事業の実施に際して知り得た事実又は個人情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 事業の実施に当たっては県の指示に従うこと。

7 実績報告書等の提出

委託事業終了後、実績報告書及び収支決算書を県に提出すること。また、県からの指示に応じて実施状況を報告すること。

- (1) 岡山県PRデスクへの情報提供
- (2) 英語のSNSによる情報発信に関する年間のアカウントの推移や施策の実施状況、目標達成の状況など

8 その他

- (1) 本事業により得られた成果（映像・画像の著作権を含む）は全て県に帰属するものとする。
- (2) 本業務により得られたデータ等、全てについて、本業務の目的以外に使用、流用等をしてはならない。
- (3) 本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し、予め県に報告し承認を得た場合は、この限りでない。
- (4) 事業の実施に当たっては、役割分担及び責任体制等を明確にすることともに、県と事業受託者は相互に連絡を密にすること。
- (5) その他、事業実施過程において契約内容に疑義が生じた場合は、県と受託業者との間で誠意を持って協議し、決定する。